

## 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成 27 年 月 日  
環境省水・大気環境局  
土壌環境課農薬環境管理室

### 1. 意見募集の概要

#### （1）意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

#### （2）意見募集期間

平成 27 年 6 月 8 日（月）～ 平成 27 年 7 月 7 日（火）

#### （3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

#### （4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

### 2. 意見募集の実施結果

#### （1）意見提出件数 : 1 通（1 件）

なお、今回の意見募集の対象外の意見が 1 通ありました。

#### （2）提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

（別紙）

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	グリホサート系除草剤にあるように主剤と副主剤に製品が分かれているものがある。このうち主剤は規制対象となる場合あるだろうが副主剤については規制外となっている場合が多い、副主剤など添加物の基準を定めよ	水産動植物の被害防止に係る登録保留基準（以下、「水産基準」という。）については、ひとつの農薬に複数の有効成分が含まれている場合は、それぞれの有効成分について設定しております。 また、農薬登録申請時には、添加物も含んだ製剤の水産動植物に係る毒性試験成績が要求されており、その結果に基づき、必要に応じて農薬のラベル等に取り扱い上の注意事項を記載することとしています。

いただいたご意見をそのまま掲載しています。